

# 公認心理師の資格取得方法について

公認心理師資格（登録）

公認心理師試験

A

大学院において  
省令で定める  
科目を履修

4年制大学にお  
いて省令で定め  
る科目を履修

第7条第1号

B

省令で定める  
期間  
の実務経験

4年制大学に  
おいて省令で  
定める科目  
を履修

第7条第2号

C

第1号及  
び第2号  
と同等以  
上の知識  
及び技能  
を有する  
と認定さ  
れた者

第7条第3号

D

施行前に大学院  
において省令で  
定める科目を履修  
(又は履修中)

経過措置

(附則第2条第1項  
第1号及び第2号)

E

施行後に大学院  
において省令で  
定める科目を履修

経過措置

(附則第2条第1項第3号及び第4号)

F

省令で定める  
期間  
の実務経験

G

講習の受講

実務経験5年

経過措置

(附則第2条第2項)